

## 消費生活相談

不審に  
思ったら  
すぐ相談を



### 浄水器の強引な 訪問販売にご注意！

「浄水器のメンテナンスをしたい」と電話があり、購入したばかりと断ったが、それでもメンテナンスは必要と言われ、やむなく訪問を了承した。点検後、業者からさらに『赤さびを取り除く浄水器が必要』と高額な浄水器を勧められ、買ってしまった。解約したい」と、一人暮らしの高齢者から相談がありました。

契約日は10日前で、浄水器は20万円以上の高額なもの。

現在、今春に購入した浄水器と共に2台を台所に置いていたとのことでした。

当センターでは、「クーリングオフ期間は過ぎていますが、業者は販売ではなくメンテナンスのためと言って訪問し、新品を購入させており、販売方法に問題がある」と判断し、交渉したところ、業者は問題を認め、解約することができました。

最近、浄水器の訪問販売に関する相談が増えています。「水質検査です」と言うので公的機関だと思ったら販売業者で、水道水を入れたコップに試薬を入れ「この水は飲めないから浄水器が必要」と新品を勧誘されるなど、問題のあるケースが目立っています。事例のように、浄水器を重複して販売する場合もあります。困ったらすぐ相談を。

### 【問い合わせ】

消費生活センター… ☎24局0077